

海外投資保険手続細則

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043

沿革 平成29年11月17日 一部改正

令和2年2月28日 一部改正

令和2年9月4日 一部改正

令和2年12月24日 一部改正

令和3年3月18日 一部改正

令和3年10月20日 一部改正

令和4年3月30日 一部改正

令和4年4月11日 一部改正

海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。

記

（内諾）

第1条 海外投資保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）によるものとする。

（申込み）

第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款（株）の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資（株式等）保険申込書」、約款（不）の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資（不動産等）保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。

一 払い込み等を証する以下に掲げる書類。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。

イ 現金投資の場合であつて、邦貨を外貨に交換して送金した場合にあつては、送金事務を取扱った銀行等（貿易保険法第57条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証する書類

ロ 現金投資の場合であつて、所有している外貨を送金した場合にあつては、送金事務を取扱った銀行等が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証する書類

ハ 株式等の取得のために現物投資をした場合にあつては、輸出承認証、船積書類及び購入契約書等並びに当該現物投資に係る価額（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。）第7条第1項第4号、第5号及び第6号の規定に定めるものをいう。）を証する書類及び会計帳簿

ニ 無償増資の場合にあっては、当該増資資金が被保険投資の相手方の資本金に組み入れられた証明書類

二 約款（株）第2条第1項第6号の危険（以下「信用危険」という。）の場合にあっては、被保険投資の相手方の事業計画書

三 当該被保険投資の相手方における直近の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により取得のための対価の額を設定する案件に限る。

四 約款（株）第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補の申込みをしようとする者は、当該外国政府等との契約書等の書類

五 その他日本貿易保険が必要とするもの

2 第1項第1号ただし書に定めるもののほか、第5号に定める書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後速やかに提出するものとする。

3 第1項各号に掲げる書類が日本語又は英語以外で記載されている場合には、日本貿易保険の指示に従い、当該書類の主要部分を日本語に翻訳したものを添付する。

4 既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みにあつては、原則として、既存の保険契約の保険期間の満了日の2月前までに申込みをするものとする。ただし、個別案件の事情に照らし、日本貿易保険が認めたときは、既存の保険契約の保険期間の満了日の1月前までに申込みをするものとする。

5 約款（株）第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補の申込みをしようとする者は、原則として、送金前に申込みをするものとする。

6 約款（株）の申込みにあつては、被保険投資の相手方について、別に日本貿易保険の定める規定に従い、遅くとも保険申込みと同時に海外商社名簿への登録手続きを行うものとする。

7 約款（株）第21条の2及び約款（不）第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第27による贈賄防止に係る誓約及び申告書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。

8 約款（株）第19条又は約款（不）第19条及び運用規程第13条第2項に基づき、既存の保険契約を解約し、新規保険契約の申込みをしようとする場合にあっては、日本貿易保険の指定した日までに申込みをするものとする。

（分割送金の特則）

第3条 分割送金による投資を行う場合であつて、第2回目以降の分割送金により保険金額を増額しようとする者は、当該分割送金の送金日から原則として1月以内に、別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」及び第2条第1項第1号に規定する書類（既に提出のあった書類を除く。）の写しを本店等に提出するものとする。

（重大な変更の通知等）

第4条 被保険者は、約款（株）第21条第1項、又は約款（不）第21条第1項の規定に基づき、被保険投資に関し重大な変更（別表2に掲げる変更をいう。）を行つたときは、当該変更を行つた日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。

（被保険投資の内容の変更請求）

第5条 被保険者は、約款（株）第34条第1項又は約款（不）第33条の規定に基づき、保険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」を本店等に提出するものとする。

（他の保険契約の通知）

第6条 被保険者は、約款（株）第11条又は約款（不）第11条の規定に基づき他の保険契

約がある旨通知するときは、当該事実を知った日から1月以内に、別紙様式第5「海外投資保険における他の保険契約の通知書」を本店等に提出するものとする。

（取得のための対価の額等の変更請求）

第7条 保険契約者は、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の規定に基づき、取得のための対価の額（プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む）又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。

（保険契約の解約請求）

第8条 保険契約者は、運用規程第13条第1項に該当する場合について、約款（株）第19条又は約款（不）第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを本店等に提出するものとする。

一 海外投資（株式等）保険約款第19条に基づく場合

イ 被保険投資の相手方の株式売却又は譲渡の場合は、株式が全て売却され売却が完了したことが確認できる書類又は株式の譲渡契約書等

ロ 被保険投資の相手方が清算された場合は、会社の登記の抹消又は清算終了が確認できる資料等

ハ 被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合は、これを証する書類

二 海外投資（不動産等）保険約款第19条に基づく場合

イ 被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合は、これを証する書類

ロ 被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合は、これを証する書類

2 保険契約者は、運用規程第13条第2項に該当する場合について、約款（株）第19条又は約款（不）第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める事項を記載した説明書（様式は任意）を本店等に提出するものとする。

一 運用規程第13条第2項の各号のうち該当するもの（全て）

二 新たなてん補内容での保険契約を希望する理由・背景等

三 被保険投資の状況（事業の状況、新規保険契約の申込みにおいててん補の対象としているリスクについて悪化の兆候はないか、等）

（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）

第9条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとするときは、約款（株）第35条又は約款（不）第34条の規定に基づき、譲渡前に、別紙様式第7-1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店等に提出するものとする。

2 前項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に、別紙様式第7-2「海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類を本店等に提出するものとする。

（担保権設定の承諾申請等）

第10条 被保険者が、約款（株）第37条第1項、同条第2項又は約款（不）第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその

事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。

- 一 保険の目的(当該目的が不動産に関する権利又は設備に関する権利である場合には、当該権利の対象である不動産又は設備を含む。)又は保険金請求権について質権、譲渡担保その他の担保権を設定する場合は、別紙様式第8-1「海外投資保険担保権設定承諾申請書」
- 二 別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約において約款(株)第2条第2項の規定に基づくてん補対象を含めた再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」
- 2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。
- 3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。
- 4 被保険者は、第1項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-5「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。
- 5 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-6「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第11条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。)を知ったときは約款(株)第13条又は約款(不)第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った日から1月以内に、別紙様式第9「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第12条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失の発生を知ったときは、約款(株)第14条又は約款(不)第14条の規定に基づき、当該損失の発生を知った日から1月以内に、約款(株)に係る損失発生の通知にあっては別紙様式第10-1「海外投資(株式等)保険損失発生通知書」を、約款(不)に係る損失発生の通知にあっては別紙様式第10-2「海外投資(不動産等)保険損失発生通知書」を、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減等の義務の履行のために要した費用の請求)

第13条 約款（株）第15条第3項又は約款（不）第15条第3項の規定に基づき、損失の防止軽減等の義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11「海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書」及びその事実を証明する書類の写しを本店に提出するものとする。

（入金のお知らせ）

第14条 被保険者は、海外投資保険損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、入金の日から1月以内に、約款（株）第16条又は約款（不）第16条の規定に基づき、別紙様式第12「海外投資保険入金通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（保険金受取人の指定等のお知らせ）

第15条 被保険者は、約款（株）第24条第3項又は約款（不）第24条第3項の規定に基づき、保険金受取人を指定等した場合は当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第13「海外投資保険保険金受取人指定等通知書」、当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを本店に提出するものとする。

（保険金の請求期間に係る猶予期間の申請）

第16条 保険金請求人は、約款（株）第25条第2項ただし書又は約款（不）第25条第2項ただし書の規定に基づき、保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第14「海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書」及び必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込及び債権の保全状況等について証する書類の写しを本店に提出するものとする。

2 前項の場合において、日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。

（保険金支払請求）

第17条 保険金請求人は、約款（株）第25条又は約款（不）第25条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。

一 約款（株）第2条のてん補危険の場合

別紙様式第15 - 1による海外投資（株式等）保険保険金請求書に、別表4に定める書類を添付したもの

二 約款（不）第2条のてん補危険の場合

別紙様式第15 - 2による海外投資（不動産等）保険保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの

2 保険金の請求者は、日本貿易保険が必要と認めた場合には、前項各号の書類に第三者の意見に関する書類を添付するものとする。ただし、当該意見の取得が困難な場合についてはこの限りでない。

（支払期日前の損失の発生の確認申請）

第18条 被保険者は、約款（株）第27条第1項の規定に基づき、損失の発生について日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第17「海外投資保険損失発生確認申請書」及び約款（株）第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生により支払期日前までに配当金請求権に関する権利を行使することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。

（回収義務の履行状況の報告）

第19条 被保険者は、約款（株）第31条第3項又は約款（不）第30条第3項の規定に基づき、保険証券ごとに別紙様式第18「海外投資保険回収義務履行状況報告書」（以下「履

行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 損失の発生日(ただし、配当金請求権については、支払期日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定申請)

第20条 被保険者は約款(株)第31条第2項ただし書又は約款(不)第30条第2項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第19「海外投資保険回収義務終了認定申請書」に、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。

(回収金の納付)

第21条 被保険者は、約款(株)第31条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20「海外投資保険回収金通知書」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第22条 約款(株)第31条第7項又は約款(不)第30条第7項の規定に基づき、回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21「海外投資保険回収費用負担請求書」及び当該負担したことを証する書類を本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第23条 被保険者は、約款(株)第31条第5項若しくは第32条第3項又は約款(不)第30条第5項若しくは第31条第3項の規定に基づき、保険事故に係る債権(以下「当該債権」という。)について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第22「海外投資保険権利行使等委任状」及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第24条 被保険者は、約款(株)第31条第13項又は約款(不)第30条第13項の規定に基づき、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第23「海外投資保険回収納付金返還請求書」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

(信用危険てん補特約)

第25条 約款(株)第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第24「信用危険てん補特約申請書」を本店等に提出するものとする。

(部分損失特約)

第26条 約款（株）第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第25「部分損失特約申請書」を本店等に提出するものとする。

（事業拠点等特約）

第27条 約款（株）第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等（前項の特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店等に提出するものとする。

（書類の返還）

第28条 申込みその他日本貿易保険に対する申請について、この手続細則に定める当該申請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出されない場合は、既に提出のあったすべての書類を返還できるものとする。

（電子情報処理組織を使用した申込等）

第29条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年1月18日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月11日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月11日から実施する。

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

別紙様式第 1 から第 9 及び第24から第27の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第10- 1 から第23の提出先は本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	・ 海外投資（株式等）保険申込書	1 (1)
2	・ 海外投資（不動産等）保険申込書	1 (1)
3	・ 海外投資保険送金確定通知書	1 (1)
4	・ 海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
5	・ 海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
6	・ 海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)
7 - 1	・ 海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 2	・ 海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8 - 1	・ 海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)
8 - 2	・ 海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
8 - 3	・ 海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)
8 - 4	・ 海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)
8 - 5	・ 海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)
8 - 6	・ 海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	・ 海外投資保険事情発生通知書	1
10 - 1	・ 海外投資（株式等）保険損失発生通知書	1 (1)
10 - 2	・ 海外投資（不動産等）保険損失発生通知書	1 (1)
11	・ 海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)
12	・ 海外投資保険入金通知書	1 (1)
13	・ 海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
14	・ 海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
15 - 1	・ 海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)
15 - 2	・ 海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)
16	・ 海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)
17	・ 海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)
18	・ 海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
19	・ 海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
20	・ 海外投資保険回収金通知書	1 (1)
21	・ 海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)
22	・ 海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)
23	・ 海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)
24	・ 信用危険てん補特約申請書	1 (1)
25	・ 部分損失特約申請書	1 (1)
26	・ 事業拠点等特約申請書	1 (1)
27	・ 贈賄防止に係る誓約及び申告書	1
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。

別表 2

被保険投資の重大な変更

- ① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更
- ② 被保険投資（再投資を含む。以下同じ。）に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあつては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）
- ③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第2条第17項第2号の規定に定める海外投資の場合にあつては被保険投資の内容の変更をいう。）
- ④ 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第2条第1項第4号ただし書きに係る特約が付されている場合に限る。）

注1：「再投資」とは、被保険者の相手方による被保険投資の相手方による直接又は間接の投資をいう。

注2：①及び③の「再投資先企業」は当該再投資先企業の事業に係る損失を約款（株）第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。

注3：④にあつては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業的意思によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。

別表 3

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

[約款（株）の場合]

一 株式等に係る損失を受けるおそれ

- イ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと
- ロ 被保険投資の相手方が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
- ハ 約款（株）第2条第1項第6号で別に特約を付した場合であって、被保険投資の相手方等の所在国政府等による政策変更が生じた又は当該政策変更により損失が発生したこと

- ニ 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと

二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ

- イ 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
- ロ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
- ハ 被保険投資の相手方が約款（株）第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
- ニ 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- ホ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
- ヘ 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
- ト 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定

三 株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ

- イ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
- ロ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
- ハ 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収（約款（株）第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）

[約款（不）の場合]

一 不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ

- イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等について損害を受けたこと
- ロ 約款（不）第2条第3号で定める事由により不動産に関する権利について損害を受けたこと

二 不動産に関する権利等の喪失（約款（不）第2条第1号、第2号又は第3号の事由によるものを除く。）により取得した金額（以下「権利等喪失取得金」という。）に係る

損失を受けるおそれ

イ 外国政府等による当該権利等喪失取得金の管理

ロ 当該権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。

ハ 外国政府等による取得金等の没収（約款（不）第2条第4号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）

別表 4 (第17条第1項第1号関係)

約款(株)第2条のてん補危険の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。) (ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など) ② 約款(株)第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。) (ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し (ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)又は(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。) (2) (1)にかかわらず、約款(株)第3条第4項に基づいててん補責任額を算定する場合は、次の①から⑤までに定める書類 ① 上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 ② 事業の休止期間中(事業の休止の日以降3月以内に限る。)に発生した休止期間営業費用を日本貿易保険が確認することができる帳票又は当該費用が発生したことを証する書類 ③ 事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類 ④ 当該費用につき事業休止直前から変更が発生してい

提出書類	備考
	る場合はその内容がわかる書類 ⑤ その他日本貿易保険が求めた書類 (3) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類 (4) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率 (5) 約款（株）第3条第1項第2号若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類 ① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等） ② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類
4. 運用規程第18条に規定する事象を確認できる書類	運用規程第18条に規定する事象による調整を行う場合
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款（株）第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (2) 約款（株）第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類 (3) 約款（株）第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類 (4) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当

提出書類	備考
	該事実を報道した新聞記事の写し等) (5) 約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による 保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人 の決定等、手続の開始を証する書類
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類
7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合(保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。)
8. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本
9. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。

別表 5 (第17条第1項第2号関係)

約款(不)第2条のてん補危険の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(不)第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(不)第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類 (イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し(公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、約款(不)第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの。) (ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料(公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。) ② 約款(不)第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類 (イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し(公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。) (ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料(公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。) (2) 約款(不)第2条第4号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類 (3) 約款(不)第3条第1項第2号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号若しくは第2項第3号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定する支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第3号に規定する支出した金額(以下、別表5において「取得金等」という。)がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類 ① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類(銀行が発行する入金の確認可能な書類等) ② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が

	分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款（不）第2条第1号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (2) 約款（不）第2条第2号に該当する事由による保険事故については、不動産に関する権利等が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類 (3) 約款（不）第2条第3号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類 (4) 約款（不）第2条第4号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類
6. 担保権者からの委任状又は同意書	担保権が設定されており、当該担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに担保権が設定されている場合は、当該担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）
7. 保険証券	(1) 担保権者が請求者である場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本
8. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。